

副 検 事 関 係 資 料

平 成 1 6 年 7 月

法 務 省

資料目録

資料1 副検事について

資料2 副検事の選考方法

(別添1) 検察官・公証人特別任用等審査会委員名簿

(別添2) 第112回副検事の選考筆記試験問題(平成15年
8月11日実施)

(別添3) 副検事の選考受験者数及び合格者数調

資料3 年度別副検事任官者・現在員数調

資料4 年度別副検事退職者数調

資料5 副検事の職務内容等

資料6 副検事の研修等

資料7 平成5年以降に退職した副検事の分布状況

副検事について

副検事とは何か

検察官には、検事総長、次長検事、検事長、検事、副検事の5種類がある（検察庁法第3条）。

副検事は、主として、同法第18条第2項に基づき、3年以上一定の要件を満たす検察事務官等の政令で定める公務員の職にあった者で政令で定める審査会（検察官・公証人特別任用等審査会）の選考を経た者の中から任命され、区検察庁の検察官のみにこれを補することとされている（同法第16条第2項）。具体的には、窃盗、横領など、区検察庁に対応する簡易裁判所管轄に係る事件（裁判所法第33条参照）の捜査・公判に従事するほか、地方検察庁検察官事務取扱として、詐欺、業務上横領、覚せい剤取締法違反等の地方裁判所管轄に係る事件の捜査・公判にも従事している。

副検事の能力の担保制度

副検事については、以下のような、能力を担保する制度が設けられている。

- 1 司法試験を指向した内容の副検事の選考試験に合格した者が任命されている（資料2参照）
（試験科目）憲法，民法，刑法，刑事訴訟法，検察庁法，一般教養
- 2 法曹資格を有する検事とほぼ同様の職務を行っている（資料5参照）。
- 3 簡易裁判所での訴訟追行はもとより，地方裁判所での訴訟追行の業務にも従事しており，刑事事件における公判立会等も特段の支障なく行っている（資料5参照）。
- 4 日ごろのOJTのほか，経験年数に応じて実施される各種研修によりレベルアップが図られている（資料6参照）。